（別紙）

実施計画書（仕様書）

１．事業名

　令和４年度化学物質安全対策（化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査）

２．事業目的

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）では、国内で新たに製造又は輸入される化学物質（以下「新規化学物質」という。）について、事業者から提出された法定試験法に基づく分解性、蓄積性及び毒性等の試験結果をもとに、国による審査を実施している。

一方で、既に製造又は輸入を行っている一般化学物質等については、製造又は輸入事業者からの数量届出（製造・輸入数量、用途分類別出荷量等）や有害性報告等の情報を用いて国がリスク評価を実施している。このリスク評価では、法定試験とは条件（環境媒体、生物種等）が異なる法定試験法以外のデータも評価に利用しているため、法定試験法と法定試験法以外の両方のデータが得られる際、齟齬が生じる場合がある。

さらに、新規化学物質や一般化学物質等の評価において、法定試験法に基づくデータのみでは化学物質の実環境中での挙動をカバーしきれていない、また、国際的に認められた多数の試験法（ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）テストガイドライン等）に基づくデータの利用が進んでいない、といった課題もある。

こうした中で近年、様々な利用可能なデータや情報を組み合わせて総合的に評価する手法（ウェイトオブエビデンス（ＷｏＥ））や試験・評価への統合的アプローチ（ＩＡＴＡ）（以下「ＷｏＥ等」という。）が、化学物質の性状評価において活用されてきている。この手法に基づき、単一の試験結果に依存することなく、多様なデータを活用して化学物質の評価を行うことにより、実環境での挙動を反映した評価・審査の精緻化や合理化及び科学的妥当性の向上、試験法の国際整合化等が期待できる。

本事業では、化審法へのＷｏＥ等の導入に係る取組の一環として、化審法における生分解性評価マニュアル案を用いたテストケース、難水溶性物質等の蓄積性評価の精度向上検討のためのデータ取得、化学物質の分解性に係る人工知能を用いた定量的構造活性相関予測モデル（ＡＩ－ＱＳＡＲ）の持続的な実運用のための検討を行うとともに、低懸念高分子化合物の評価の合理化に向けた検討を行うことを目的とする。

３．事業内容及び実施方法

受託者は、本事業の目的を達成させるため、以下の（１）～（４）に示す事業内容を滞りなく実施する。

なお、本事業の進捗状況の確認、その他作業内容の細部の調整等を行うため、必要に応じて、受託者と経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室の担当者（以下「担当職員」という。）との打合せを実施することとする。

（１）化審法におけるＷｏＥ等の導入に向けた検討

令和３年度に実施した本事業（化学物質安全対策（化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査））[[1]](#footnote-2)（以下「令和３年度事業」という。）では、個別物質の性状や情報の多寡等に応じた分解性評価を行うために、単一成分の有機化合物の生分解性評価のみに限定して、化審法における生分解性評価のためのマニュアル案を作成した。これに対し、分解性に関する有識者からは、実効性等の観点から検証すべきとの指摘がなされていた。

このため、化審法データベース（Ｊ－ＣＨＥＣＫ [[2]](#footnote-3)）に掲載されている化学物質（２～３物質程度）を対象として、実際に本マニュアル案を用いて評価を試行するテストケースを実施し、本マニュアル案の実効性等について検討するとともに必要に応じて見直しを行う。その際、個別情報の品質評価・信頼度評価、ＱＳＡＲ結果が利用できるケース等を検討項目に含むものとする。

　　このほか、令和３年度事業において、化審法における分解性及び蓄積性評価へのＷｏＥ等の導入に当たり取り組んでいくべきこととして整理した今後の課題について、個々に検討の実施方法を具体的に整理する。

本検討に際しては、独立行政法人製品評価技術基盤機構と協同して作業を進めること、また、化学物質のリスク評価手法や国内外の化学物質規制制度に精通する有識者及び事業者等に対する意見聴取の機会（５名程度、２回程度）を設け、得られた意見等を適宜反映することとする。具体的な意見聴取の実施方法は、受託者の提案に基づき、担当職員と協議の上で決定する。なお、有識者に謝金や旅費を支出する必要がある場合は、本事業の経費として支出するものとする。

（２）難水溶性物質等における蓄積性評価の精緻化・合理化に関する検討

現行の化審法における新規化学物質審査においては、水暴露法（指標：ＢＣＦ）又は餌料投与法（指標：ＢＭＦ）を用いた魚類による濃縮度試験、分配係数試験のいずれかの結果から蓄積性評価が行われている。このうち、ＢＭＦの指標による蓄積性評価は、ＯＥＣＤ　ＴＧ３０５のガイダンス文書に示されている「餌料投与法試験で得られたＢＭＦからＢＣＦを予測する回帰式」に基づき定められている判定基準により行われているが、判定基準の精緻化・合理化が課題となっている。

このため、以下のとおり、令和３年度事業において取りまとめた餌料投与法の試験条件に沿って試験計画を立案し、これに基づき餌料投与法試験を実施して、判定基準の見直しに必要となるＢＭＦ及びＢＣＦデータを取得する。

①　蓄積性試験ＧＬＰ施設への意見聴取を通じた試験計画の策定

蓄積性試験を実施するＧＬＰ（Good Laboratory Practice：優良試験所基準）施設に対し、餌料投与法の試験条件に関する意見聴取を行い、各施設によってばらつきのある試験条件を整理しつつ試験計画を策定する。

具体的な意見聴取の実施方法は、受託者の提案に基づき、担当職員と協議の上で決定する。

　②　ＢＭＦ及びＢＣＦのデータ取得のための試験の実施

上記①で策定した試験計画に基づき、令和３年度事業において選定したＢＭＦ及びＢＣＦデータの取得に際しての基準物質候補及び被験物質候補について、実際に試験を実施して当該データを取得し、得られた試験結果から現行の回帰式の見直しに資する知見を整理する。実施する試験数は、２～３試験程度とする。

本試験の実施及び知見の整理に際しては、化学物質の蓄積性評価手法に精通する有識者による委員会（５名程度、２回程度）を設置・開催し、データ取得の進め方及びデータの解析方法等について議論を行うこととする。具体的な委員会の開催方法は、受託者の提案に基づき、担当職員と協議の上で決定する。なお、有識者に謝金や旅費を支出する必要がある場合は、本事業の経費として支出するものとする。

（３）分解性に係るＡＩを用いたＱＳＡＲ予測手法のシステム構築に関する検討

　　令和元年度～令和３年度に実施した本事業において、「平成３０年度化学物質安全対策（新規化学物質の審査における定量的構造活性相関（ＱＳＡＲ）の活用のあり方に関する調査）」にて開発した分解性に係る人工知能を用いたＱＳＡＲ予測モデル（ＡＩ－ＱＳＡＲ）の改良を進め、化審法評価へのＡＩ－ＱＳＡＲの導入を想定した際のシステム構築における課題の整理等を行った。

本年度は、ＡＩ－ＱＳＡＲにおいて使用するモデルの確定に当たり、前年度までの検討において明らかとなった以下の課題等について対処方法を検討する。

・プログラム内で使用している有償ソフトウェア（Gaussian16）の廉価版への代替化

・バリデーションの性能評価及び適用範囲

・学習データの更新及びハイパーパラメータ調整手順

・ＧＰＵの搭載方法に応じたＡＩ－ＱＳＡＲのプログラム検証

・ＡＩ－ＱＳＡＲ内で使用している複数のモデルのうち精度が低いモデルの取捨選択による性能の最適化

また、ＡＩ－ＱＳＡＲシステムの構築・運用に向けて、以下の項目等を含む検討及び作業を実施する。

・第三者によるＡＩ－ＱＳＡＲシステム構築に必要となるスクリプトの整理

・モデル詳細の文書化

・データ更新の際に実施する性能評価及び適用範囲に関する情報提供方法の検討

・使用しているパッケージのライセンスの取扱いについて確認（必要に応じて対応を検討）

（４）低懸念高分子化合物の評価の合理化に向けた検討

現行の化審法では、高分子化合物を評価する試験法として高分子フロースキーム試験を採用している。高分子化合物は一般に毒性等の懸念が低い傾向にあるが、諸外国と比較して、行政・事業者ともに審査や物質の同定等、化学物質管理に多くのコストを要しており、評価の効率化が課題となっている。

このため、過去の判定に用いられた試験結果から、低懸念であって評価の合理化が可能と考えられる高分子化合物群を調査し、制度の合理化に向けた検討に資する基礎資料を取りまとめる。

具体的には、高分子フロースキーム試験及び分解度試験により評価した物質（平成２２年から令和３年までに判定を受けた新規化学物質のうち約８００物質を対象とし、その調査範囲等は担当職員と協議の上で決定する。これらの情報は、経済産業省から提供（貸与）する。）をもとに、主に以下の観点から低懸念と考えられる高分子化合物の抽出・整理を行う。

・試験サンプルの数平均分子量、重量平均分子量

・水、酸、アルカリ及び有機溶媒への溶解性

・変化しなかった単量体の種類（官能基ごと）

・変化した場合はその単量体の種類

・生成した変化物の種類

・含有する金属イオン

・含有する開始剤及び連鎖移動剤

本検討に際しては、必要に応じて、高分子化合物の評価に精通する有識者等へのヒアリングを行い、得られた意見等を適宜反映することとする。具体的なヒアリングの実施方法については、受託者の提案に基づき、担当職員と協議の上で決定する。なお、有識者に謝金や旅費を支出する必要がある場合は、本事業の経費として支出するものとする。

４．事業実施期間

　 委託契約締結日から令和５年３月２７日まで

５．納入物

①　調査報告書電子媒体（ＣＤ－Ｒ等） １式

・調査報告書、委託調査報告書公表用書誌情報（様式１）、二次利用未承諾リスト（様式２）を納入すること。

・調査報告書については、PDF形式に加え、WORD形式のファイル及びEXCEL形式で整理したデータについてはEXCEL形式のファイルも納入すること。また、様式１及び様式２はEXCEL形式とする。

②　調査報告書電子媒体（ＣＤ－Ｒ等） ２式（公表用）

・調査報告書及び様式２（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したものを納入すること。

・情報セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。

・調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式２に当該箇所を記述し、提出すること。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式１・様式２のダウンロードは、下記URLから行うこと。

https://www.meti.go.jp/meti\_lib/jyutaku/CD-sakuseihouhou.pdf

　③　ＡＩ－ＱＳＡＲに係るシステム関係電子媒体　２式（それぞれをＨＤＤ等に格納のこと。）

・学習用データセット、学習用プログラム、学習済みモデル、学習済みパラメータ等の本業務において作成したプログラムやモデル等をいい、本業務において使用された事業協力者に帰属する知的財産権等を除く。

６．納入場所

　　経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室（本館６階西８）

７．情報管理体制

（１）履行体制

①　受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を記載した情報管理様式を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

　　契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②　本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③　①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

（２）履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

（３）情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記１「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

８．会議運営について

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第６条第１項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和４年２月２５日変更閣議決定）による別記２の会議運営の基準を満たすこととし、様式により作成した会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

○環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和４（２０２２）年２月）

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/r3bp.pdf

○グリーン購入の調達者の手引き（令和４（２０２２）年２月）

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/r4\_tyoutatusya.pdf

なお、委託業務完了後、別記様式により実績を報告すること。

（情報管理様式）

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 個人住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 | パスポート番号及び国籍（※４） |
| 情報管理責任者（※１） | Ａ |  |  |  |  |  |  |
| 情報取扱管理者（※２） | Ｂ |  |  |  |  |  |  |
| Ｃ |  |  |  |  |  |  |
| 業務従事者（※３） | Ｄ |  |  |  |  |  |  |
| Ｅ |  |  |  |  |  |  |
| 再委託先 | Ｆ |  |  |  |  |  |  |

（※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※５）住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

情報取扱者

【情報管理体制図に記載すべき事項】

・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）

・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

（別記１）

○　情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成18･03･22シ第1号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成18･03･24シ第1号）」及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成３０年度版）」(以下「規程等」と総称する。)を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記1)から10)まで及び12)から18)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、ＯＳ、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年１回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

　なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、約款による外部サービスやソーシャルメディアサービスを利用する場合には、それらサービスで要機密情報を扱わないことや不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

（a）ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

（b）アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

（c）提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、ＨＴＭＬソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（ＧＰＫＩ）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのＯＳやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、ＯＳやソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

（別記２）

〇　会議運営について

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第６条第１項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和４年２月２５日変更閣議決定）による以下会議運営の基準を満たすこととし、様式により作成した会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

２２－１４ 会議運営

(1) 品目及び判断の基準等

|  |  |
| --- | --- |
| 会議運営 | 【判断の基準】○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。ア．公共交通機関の利用イ．クールビズ及びウォームビズウ．筆記具等の持参⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。ア．ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。イ．繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。【配慮事項】①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 |
| 備考） | １　「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１　自動車」を対象とする。２　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（令和２年１月）に基づく運転をいう。　（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『ｅスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう |

様式

令和 年 月 日

 支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長　殿

 住 所

 名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担 当 者 氏 名

会議運営実績報告書

契約件名：令和○○年度○○○

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）の運営を営む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件の実績を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基　準 | 実績 | 基準を満たせなかった理由 |
| ・紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。・ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断基準を満たすこと。・紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 |  |  |
| ・会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。ア．公共交通機関の利用イ．クールビズ及びウォームビズウ．筆記具等の持参 |  |  |
| ・飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。ア．ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装※を使用しないこと。イ．繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。 |  |  |

記載要領

１．委託契約において複数回会議を運営した場合、全会議を総合して判断すること。

２．実績については、すべての基準が満たせた場合は、「○」を記載し、基準を満たせなかった項目があった場合は、「×」を記載し基準を満たせなかった理由を記載すること。該当しない項目基準については「－」を記載すること。

※ワンウェイのプラスチック製の容及び容器包装とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、具体的には、飲料用のペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等を指す。

1. https://www.meti.go.jp/meti\_lib/report/2021FY/000761.pdf [↑](#footnote-ref-2)
2. https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/top.action?request\_locale=ja [↑](#footnote-ref-3)